

◎新潟県告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成29年3月14日

新潟県新潟地域振興局長 高橋 豊

- 1 解除予定保安林の所在場所  
新潟県東蒲原郡阿賀町七名字正木沢乙3427の3から乙3427の6まで
- 2 保安林として指定された目的  
なだれの危険の防止
- 3 解除の理由  
道路用地とするため